

## 押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する 省令案（仮称） 概要（職業安定分科会労働力需給制度部会関係）

### 1. 背景

- 令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続（注：「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの」が「見直し対象手続」と定義されている。）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされている。
- これを踏まえ、厚生労働省としては、所管する政省令等において、国民や事業者等に対して、押印を求めている手続について、国民や事業者等の押印等を不要とする改正を行うことを予定している。

### 2. 省令案の概要（労働力需給制度部会関係）

職業紹介事業者及び労働者派遣事業者に押印を求めている以下の手続きについて、手続き時に提出される書類の性質等に鑑み、事業者からの押印を求めないこととする。

#### （1）職業紹介事業関係

- ・ 許可の申請、許可の有効期間更新の申請
- ・ 事業変更・取扱職種変更の届出
- ・ 手数料・手数料変更の届出
- ・ 事業廃止の届出
- ・ 事業報告書の提出

#### （2）労働者派遣事業関係

- ・ 許可の申請、許可の有効期間更新の申請
- ・ 事業変更の届出
- ・ 事業廃止の届出
- ・ 事業報告書の提出
- ・ 事業収支決算書の提出
- ・ 関係派遣先割合の報告
- ・ 海外派遣の届出

### 3. 施行期日等

公布日：令和2年12月末（予定）

施行期日：公布日

有 料・無 料  
 職業紹介事業許可申請書  
 職業紹介事業許可有効期間更新申請書

① 年 月 日

厚生労働大臣 殿

②申請者 <sup>(ふりがな)</sup> 氏 名

印

1. 職業安定法第30条第1項の規定により下記のとおり許可の申請をします。
2. 職業安定法第33条第1項の規定により下記のとおり許可の申請をします。
3. 職業安定法第32条の6第2項の規定により下記のとおり更新申請をします。
4. 職業安定法第33条第4項において準用する同法第32条の6第2項の規定により下記のとおり更新申請をします。

記

③許 可 番 号	( )	
(ふりがな) ④氏名又は名称	-----	
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒□□□-□□□□ 電話 ( )	
	-----	
	-----	
(ふりがな) ⑥代表者氏名等	氏 名	住 所
	-----	-----
(ふりがな) ⑦役 員 氏 名 等 (法人のみ)	氏 名	住 所
	-----	-----
	-----	-----
	-----	-----

収入印紙

[ 消印しては  
ならない ]